

教育委員会会議録

令和8年（2026年）5月定例教育委員会会議

開 会 日	令和8年（2026年）5月28日（木）	
開 会 時 間	午後2時00分 ～午後5時26分	
開 会 場 所	S P r i n g 熊本花畑町 7階 D会議室 ※一部オンライン開催 オンラインでの出席者については各執務室	
出 席 者	委員会	遠藤洋路 教育長 西山忠男 委員 苜野一徳 委員 澤栄美 委員 村田慎 委員 清田晃子 委員
	事務局	吉田潔 教育次長 梶原勢矢 教育次長 中川浩二 教育総務部長 楳木敏之 学校教育部長 他
提 出 議 案	議第27号 熊本市立図書館協議会委員の委嘱について 議第28号 熊本市教育の情報化検討委員会委員の委嘱について 議第29号 熊本市立小中学校の管理運営に関する規則及び熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正について 議第30号 熊本市公民館運営審議会委員の委嘱について 議第31号 熊本市社会教育委員の委嘱について 議第32号 令和8年度熊本市奨学生の採用について 議第33号 熊本市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について 議第34号 特定任期付職員（教育委員会弁護士）の採用について 議第35号 歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分に対する意見について	
協 議	(1) 校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドラインの改訂について	
報 告	(1) 令和9年度(2027年度) 熊本市立学校教員採用選考試験の志願状況について (2) 専決処分の報告について (3) 「第2期 学校改革！教職員の時間創造プログラム」における令和7年度実績報告及び第3期プログラムについて	
署 名	西山忠男	
	澤栄美	
会議録作成者	教育政策課 有働 真帆	

令和8年（2026年）5月 教育委員会会議録【5月28日（木）】

〔開会の宣告〕 遠藤洋路 教育長 〔会議の成立〕 遠藤洋路 教育長 〔公開の審議〕 遠藤洋路 教育長	令和8年5月定例教育委員会会議を開会いたします。 本日は、私のほか5人（3人以上で成立）の委員が出席しておりますので、この会議は成立しております。 会議規則第14条第2項の規定に基づき、会議録署名人の指名を行います。会議録署名人は、西山委員と澤委員とします。よろしくお願いいたします。 本日の会議の内容につきましては、会議日程のとおりですが、招集通知後に追加で審議をお願いしたい案件が発生したため、案件を追加しております。 当該案件は、議第35号 歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分に対する意見について、です。 また、本日の議事のうち、議第34号 特定任期付職員（教育委員会弁護士）の採用について、は、会議規則第13条第1号「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する案件」に該当すること、議第35号 歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分に対する意見について、は、会議規則第13条第2号「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する案件」に該当することから非公開の審議が適当と思います。 議第34号及び議第35号につきまして、非公開に賛成の委員は、挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成により、議第34号及び議第35号は、非公開とします。
日程第1 前回会議録等承認 遠藤洋路 教育長	それでは、「日程第1 前回会議録等承認の件」に入ります。 4月23日開催の令和8年4月定例教育委員会会議録を各委

	員のお手元に配布しております。この会議録等を承認することに、ご異議はありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。前回会議録等は、承認することに決定いたします。
日程第2 事務局報告の件 ・（1）事業・行事等報告について 《資料事前配付》	
西山忠男 委員	幼稚園長会議がありますが、これは大体どういう話がなされているのでしょうか。
寺前研太郎 指導課長	幼稚園長会議は年3回実施されまして、その都度、園のほうからこういうことを協議してほしいとか、こういう要望があるとかいうことを挙げていただいて、6名の園長先生と教育委員会指導課、関係課が入って、その中身について協議するという内容です。
西山忠男 委員	2年前でしたか、川尻幼稚園に伺っているんなお話を伺ったんですけど、やはり周囲に保育園があると幼稚園に生徒が集まりにくいという話がありまして、将来的には幼稚園の存続に関わるようなこともあるかもしれないという話を少しさせていただいたんですが、そのあたりの見通しというのはどうなのでしょう。幼稚園を統廃合する必要があるのか、それともこのままの形でいけるのかということなんですけど。
寺前研太郎 指導課長	先日、第1回目の幼稚園長会議が開かれました。そのことが話題になりました。今後、市立幼稚園がどうなっていくのかということで、園長先生方も心配されていて、一応その会議の中で、今年度中に市立の幼稚園をどのような形で進めていくのかということ、そういう会議の場を持ちましょうと。園長先生方とか保護者とか関係の方々に入っていて、そういう協議の場を持ちましょうということで話題になりました。

遠藤洋路 教育長

よろしかったですか。ほかにいかがでしょうか。
ほかにご発言がなければ、本件は以上といたします。

日程第3 議事

- ・議第30号 熊本市公民館運営審議会委員の委嘱について

《原武尚子 生涯学習課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

- ・議第31号 熊本市社会教育委員の委嘱について

《原武尚子 生涯学習課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

社会教育委員というのは具体的にどういう仕事をするんでしょうか。教えてください。

原武尚子 生涯学習課長

社会教育委員会議を年2回ほど開催しておりまして、第1回目では、主に生涯学習推進計画の実施状況、また、課題や方向性について社会教育委員と意見交換を行っており、その結果を施策の見直しに反映しているところでございます。また、第2回目では、その意見を基に具体的なテーマにつきまして議論を深め、施策の方向性を整理し、各事業へ反映しているところでございます。

西山忠男 委員

生涯学習に関する計画とか立案とかを議論されるということですね。その生涯学習自体はどういう場所、公民館とかどういう場所で実施されているんですか。

原武尚子 生涯学習課長

生涯学習といいますのは幅広くございまして、主に公民館で行われているところもございますけど、いろんな施策の中で行っているものもございます。

遠藤洋路 教育長

いろんなというのはどんなのか、例があると分かりやすいかも

	しれませんけど。
原武尚子 生涯学習課長	例えば、健康づくりの講演会など、健康福祉局で行っている企画などにつきましても、生涯学習に含まれていると考えております。
西山忠男 委員	実際に実施される生涯学習については市政だよりか何かで広報しているわけなんですか。
原武尚子 生涯学習課長	市政だより等で広報しているものもございますし、各担当課からLINE等で広報しているものもございます。
遠藤洋路 教育長	ほかにはいかがですか。よろしいですか。 では、ほかになれば採決を行います。 議第31号 熊本市社会教育委員の委嘱について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。 （異議なしの声）
遠藤洋路 教育長	ご異議なしと認めます。 議第31号については原案のとおり決定いたします。
〔採決〕 【原案どおり承認された】	
・議第27号 熊本市立図書館協議会委員の委嘱について	
《古家達也 市立図書館長 提出理由説明》	
西山忠男 委員	見渡したところ、理科系の人全然おられないのがちょっと私としては引かかるんですけど、今回どうという意味ではないですが、将来的にやはりバランスよく理科系の人加えてもらわないと、図書館として、本のそろえ方とかそういうところで偏るんじゃないかという気がしますけど、いかがでしょうか。
古家達也 市立図書館	岡田准教授におかれましては、教育工学とか理工系の専攻を修

長	了された方でございますが、確かに委員がおっしゃるとおり専門の方ということではありませんので、また次回の募集のときにはちょっと検討させていただきたいと思います。
澤栄美 委員	よく存じ上げていないので教えていただきたいんですけど、この委員会は年に大体どのくらいやっていて、どのような協議とかをされているのかというのを教えていただきたいと思います。
古家達也 市立図書館長	年に一、二回の開催を行っておりまして、諮問機関としまして、図書館の在り方とか図書館に関する様々なことについて審議をしていただいております。本協議会、また今日ありますけど、図書館の在り方について等を最近にご議論いただいているところでございます。
澤栄美 委員	事前に見てきた資料で、大江のほうの地域で熊本市の図書館と、それから希望荘等を一緒にくめて考えるみたいな資料が今回たしかあったと思うんですけど、そういったことにも少し関わりながらお話しとかもされ、あくまで図書館をどうしていくべきかという、そういったお話をされているということですか。
古家達也 市立図書館長	そちらの部分を含めまして、全ての分に対していろんなご意見をいただいているところでございます。
澤栄美 委員	ありがとうございました。
西山忠男 委員	ちょっと簡単な質問ですけど、公募で選ばれた方は元御船教育長の本田さんですか。
古家達也 市立図書館長	先生お見込みのとおりでございます。
遠藤洋路 教育長	見るとほとんど新任ということで入れ替わっていますけど、役職が変わった方はそうなんだろうと思うんですけど、それ以外の方もそれぞれ前の方が退かれるということで替わっているんでしょうか。
古家達也 市立図書館長	1人の方はご退任ということで、もう一人の方は8年の任期を満了されたということで、学識経験者の2人の方についてはそういうことでございます。あとはお見込みのとおり交代ということ

遠藤洋路 教育長 遠藤洋路 教育長	になっております。 分かりました。組織の継続性という観点からは、あまり一遍にごっそり入れ替わるよりは、少しずつ入れ替わったほうがいいと思うので、8年ということもあるのかもしれませんが、今後できるだけ任期を更新する頻度とかを調整しながら、ある程度残って、ある程度替わるみたいなのができるといいかなと思いますので、そこはちょっと工夫していただくといいかなと思います。 ほかはよろしいですか。 ほかになれば採決を行います。 議第27号 熊本市立図書館協議会委員の委嘱について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。 (異議なしの声) ご異議なしと認めます。 議第27号については原案のとおり決定いたします。
〔採決〕 【原案どおり承認された】	
・議第28号 熊本市教育の情報化検討委員会委員の委嘱について	
《水田貴光 教育センター所長 提出理由説明》	
西山忠男 委員	委員の案に全く異存はないんですけど、職務ですね。議論していただく内容に、AIの活用というのをぜひ含めていただきたいんですよ。今、ものすごく速い速度でAIが社会に浸透していて、こどもたちも我々が知らないようなやり方で使っていると。それがいろんな問題を起こしているというようなこともありますので。例えばこの間、巨人の阿部監督が辞任しましたが、そのときも娘さんがAIに相談して兎相に電話したというような、ああいうことが起こるとこちらもびっくりしますよね。だから、ちょっとAIの活用といいますか、こどもたちにどのようにAIを使わせるのか、使わせないのか、そういったことも真剣に議論すべき時代じゃないかなと思いますので、よろしくお願いし

	たいと思います。
水田貴光 教育センター所長	委員、ご意見ありがとうございます。しっかり視点に加えさせていただきまして、協議をさせていただきます。ありがとうございます。
清田晃子 委員	9番目の保護者の村上弥生さんは、副会長は元になるので、中村さんと同じ、最初に元が必要だと思います。お願いします。
水田貴光 教育センター所長	ご意見ありがとうございます。訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。
遠藤洋路 教育長	2人とも元になっちゃうけど、いいんですか。
水田貴光 教育センター所長	お二人とも、ぜひこのまま参加して協議をさせていただきたいというふうな意向はいただいておりますので、委員として継続というふうな形でさせていただきました。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 ほかにはよろしいですか。 ほかになれば採決を行います。 議第28号 熊本市教育の情報化検討委員会委員の委嘱について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。
	（異議なしの声）
遠藤洋路 教育長	ご異議なしと認めます。 議第28号については原案のとおり決定いたします。
〔採決〕 【原案どおり承認された】	
・議第32号 令和8年度熊本市奨学生の採用について	
《上坂 恭士 学務支援課長 提出理由説明》	

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第33号 熊本市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について

《竹内賢二 特別支援教育担当課長 提出理由説明》

西山忠男 委員	教育関係者として県立熊本支援学校の校長先生が入っておりますけど、県立の支援学校と市立の支援学校の間でいろんな交流とか相談とかいうのは普段行われているのでしょうか。
竹内賢二 特別支援教育担当課長	特別支援学校の校長会というのがありまして、そこで県立と市立の校長先生と一緒に集まって会議を行っておりますので、そこに参加をされているいろいろな情報交換とか交流はされております。
西山忠男 委員	生徒さんの立場から見たら、市立の支援学校に行くか県立の支援学校に行くかという選択はどういうふうにされるんですか。
竹内賢二 特別支援教育担当課長	特別支援学校を希望される場合には、必ずその学校での教育相談と学校見学をしていただくことになっておりますので、そこで地域の学校の特別支援学級も併せて見ていただいた中で、本人、保護者さんが、より本人に合った学校というところで選択されております。
西山忠男 委員	熊本大学の特別支援学校があるんですけど、だから保護者からしたらどこに行けばいいのかというのが分かりにくいんじゃないかなと思うんですよね。何かそういうガイドラインみたいな、こういうタイプの障害であるとか、こういう程度の障害であればどこがいいとかいうようなのが保護者に分かるようになっているのでしょうか。
竹内賢二 特別支援教育担当課長	県のホームページには、特別支援学校の障害種についてはちゃんと明記しており、障害種ごとに特別支援学校の一覧が記載されております。また、本市でも就学説明会を年に何回か保護者向けに開催しておりますけど、その中でも、特別支援学校の説明の中では障害種に応じた支援学校について紹介しているところでございます。

苦野一徳 委員	インクルーシブ教育を実現していくという本市の目指すところから考えた場合、行く行くは、これは本当に長いプロジェクトになると思います。通常学級での学びの在り方をもっと包摂的にしていくということをとにかくやっていかなければ、インクルーシブ教育は実現しませんので、まずはそこが第一ではあるんですけど、この委員会の中でそういったことのコンセンサスがどれくらいあるのかということを知りたいのと、保護者の方々は専門的な知識がない方が多かったりと思うので、そもそも通常学級という選択肢は無理なのかなと思う場合もあると思うんですよね。もちろん障がいの軽重にもよりますけど。そういった場合に、もちろん現状では特別支援学校、特別支援学級、あるいは通級、通常学級、それぞれいろいろと専門的な助言をされていくんだろうと思うんですけど、本市として行く行くはそういったインクルーシブ教育が実現していくようにと。したがって、通常学級もちゃんと選択肢としてあり得るんだというような、そういったビジョンというか、10年後ぐらいにはもっとそういった助言といいですか、ご提案ができるような、そういうビジョンがどれくらい共有されているのかなということをちょっと伺ってみたいなと思います。
竹内賢二 特別支援教育担当課長	今のご質問に対してですけど、まず就学支援委員会の中では、昨年度、就学支援委員会の委員の皆様には、本市がインクルーシブ教育の推進にこれから力を入れて取り組んでいくという趣旨をご説明しております。その方向性を踏まえまして、委員の皆様には、特別支援の学びの場が本当にその子にとって必要かという視点でご意見をいただいて審議をさせていただいております。今年度も同様の形で、委員の皆様には本市の考えを十分に理解していただけるように説明して、審議に臨んでいただく予定にしております。 また、保護者への通常学級の説明については、先ほど西山委員の説明の中でもお答えしました就学説明会を保護者向けに実施しております。その中では必ず各学びの場の特徴について、通常の学級はこういうところ、通級指導教室はこういうところ、特別支援学級、特別支援学校はこういうところで、こういうような学びをやっていきますという説明をしております。教育相談室でも必ずいろいろな学びの場の見学を保護者にさせていただくように御案内をしているところでございます。ただ、委員ご指摘のとおり、本市でもインクルーシブ教育を今から取り組んでいき

遠藤洋路 教育長	ますので、時間はかかると思いますが、インクルーシブ教育の推進に向けて学校の包摂性を高めていく取組と一緒に、こういった保護者向けの周知あたりも両方取り組んでいきたいと考えております。 よろしいでしょうか。 ほかの委員からいかがですか。よろしいですか。 では、ほかにご発言がなければ採決を行います。 議第33号 熊本市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。 （異議なしの声） 遠藤洋路 教育長 ご異議なしと認めます。 議第33号は原案のとおり決定いたします。
〔採決〕 【原案どおり承認された】	
・議第29号 熊本市立小中学校の管理運営に関する規則及び熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正について	
《寺前研太郎 指導課長 提出理由説明》	
苫野一徳 委員	非常に大事な改正案だと思いました。一方で、またもう一步踏み込んでいきたいなと個人的に思っていることがあるんですけど、いろいろと本市の先生方とお話する中で、この学校管理規則であったり、こどもたちや保護者が校則の制定、見直し等に関わるということについては、かなりもう理解が進んでいるなという感じがある一方で、こういう言い方をしているか分からないんですけど、生徒指導といえばやっぱり何か、力の指導と言うとちょっと言い過ぎかもしれないんですけど、どうしてもそういった、力の指導は言い過ぎかもしれませんが、やっぱりちょっとこどもたちにしっかり言うことを聞かせるというような、そういう発想の先生方もまだまだ多いかなという印象を持っています。どれだけこういった学校管理規則をつくっても、仏像つくって魂入れずになってしまっはあまり意味がないなと思いますので、例

	えば生徒指導提要なんかもご存じの先生が結構少ないんですよね。まさにこういう子どもたちとちゃんと対話を通して。だから、生徒指導というのはそういう上からの指導ではなくて、やっぱり成長を応援していく、一緒にこういった学校のことやルールのことなんかは対話を通してお互いを尊重しながらつくっていくというような生徒指導の基本の部分をもっともっと共有していったほうがいいんじゃないかなというような問題意識を最近また強めたところなんですね。いろんな先生方と対話をしながら。 ということで、一旦法的根拠としてはもうこれで大事だとは思いますが、やっぱり魂を入れていくための何かアクションがもう一歩行けたらいいなということを考えておりますので、ちょっとこの機会に発言させていただきました。
遠藤洋路 教育長	次の協議も校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドラインの改訂についてということで、この規則に基づいたさらに具体的なガイドラインをつくっていますので、それをどうするかという議論があります。ですから、この規則で書く内容とガイドラインで書く内容と両方あるわけですが、規則に書くのは原理原則ですね。具体的なところはガイドラインでということなので、もし苦野委員がおっしゃっていることが、原理原則はこれでいいけどもうちょっと踏み込んでというのをガイドラインで示すということであれば、そういう整理もありだと思いますし、規則のほうで何かもう少し工夫したほうがいいというのでしたら、その規則の案を見直すということもあると思いますけど、どちらの感じですかね。
苦野一徳 委員	規則としては、これは十分よくできた文書なんじゃないかなと思いますので、後ほどガイドラインのところでまた皆さんとたっぷり議論ができたかなと思います。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 ほかにはいかがですか。 私からも一つ。今苦野委員から、教職員にはある程度周知されているんじゃないかということでしたけど、保護者の方、それから児童生徒にどのくらいこの周知とか理解が進んでいるかという部分が、まだ十分とは言えないところが多分あると思うんですよね。特に保護者の方は毎年入れ替わるということもありますし、こういうことをやっているということ、あるいは校則見直し

	を保護者も児童生徒も参画してやっているということ自体を知らないという方が結構いるという、そういう話を私もよく聞くんですよ。ですから、実際にどうなんですかねという。保護者の方がどこまで知らないのか。知らないとしたら、何をどこまで知らないのかということは実態把握をした上で、有効な周知の方法とか参画の方法を考えていく必要があるんじゃないかなと思っています。ですから、この後のガイドラインのところでもいいのかもしれませんが、一度そういった実態把握のアンケートをしてみるとということも有効なんじゃないかなというふうには思うんですね。こういう取組があるとか、保護者が校則の見直しをそもそも提案できるということ自体、何%の保護者が知っているのかと。これが10%だったら、やっぱり残りの90%は知らなかったで、それは問題だろうと思いますし、90%は知っているけど10%の方が知らないというのだったら、たまたまこれまで知らなかったですという人がいたけど、大半の人はそうじゃないのかもしれないということで、どのぐらいなのか。もし全然足りていないんだったら、やっぱり今までのやり方じゃなくて、もっと抜本的な具体策が必要なかもしれないということですね。そういうこともちょっと考えていければと思っているところです。次の協議に主に関係するところなのかもしれませんけど。
西山忠男 委員	今の教育長のお話なんですけど、校長先生方の意識としてはどうなんでしょうか。積極的に保護者を参画させようという気持ちでいらっしゃるのか、できるだけ参画してほしくないという気持ちでいらっしゃるのか。その辺で、規則は規則ですけど、具体的な運用において学校ごとに差があったりはしないんでしょうか。
岸森和彦 人権教育指導室長	私が受ける印象としましては、学校の校長先生たちも一生懸命保護者のほうに、例えば学校だよりとかそういうもので、いろんな方法で広めようというふうにされていると思うんですけど、なかなかやっぱり、先ほどから話が出ているように、保護者の意識というのがなかなか上がらないというのは、後でもまたお話をしようかと思いますけど、アンケート等でも出ておるところでございます。
澤栄美 委員	何についてもやっぱり保護者の意識の差というのはあると思うんですね。このことについてだけでなく。現在、保護者として現役の委員もおられますので、肌感覚的にどういう感じなの

遠藤洋路 教育長

かというのをご意見聞きたいなと今思いながら話を聞いていたところですが、いかがでしょうか。

振られましたが、いかがでしょう。

村田委員、どうぞ。

村田槇 委員

さっき、すぐーるを、今ちょっと履歴を検索してみたんですけど、通知は来ていなくて、校則に関する話合いがあったよというのはこどもからは聞いたんですけど、保護者にすぐーるとかで配信されているかということ、学校でやっぱり偏りがあるのかな。少なくとも、検索をかけた限りでは、すぐーるの登録をスタートさせてからの中では、保護者に通知とかをされていないので、少なくとも自分たちが意見を言うような場はあまりなかったかなというふうに思います。こどもから聞いて、校則の中でこういうことが話合いで出ていたらいいよということを知っていて、では、それがその後どうなったのかということまではっきりと知らせてもらえるか、そういうところはやっぱり学校によって大分温度差があるんじゃないかなと思います。校則のアンケートとか、あるいは意見を募ったりするところをすごく積極的にされている学校もあって、それを回答した後に、それが結果的に変わりましたとか、校則自体なくなりましたとか、こういう事情で現行のままですとか、そういう話合いが終わってからのフィードバックというのあまり自分のところには来ていないので、学校の温度差があるのかなと思います。これから徐々にされていく途中の段階なのかなと思いますので、していないからということで文句を言いたいわけじゃないんですけど、やっぱり少しずつなのかなと。

ちなみに言うと、うちの学校の通学の靴がずっと白のみで、黒が途中からオーケーになったんですよね。それは校則の変更によって、靴が黒でもオーケーとなったんですけど、そのことを知らないままだったので、ほかの保護者から聞きまして、その年から、次から新しく入る方々にとっては、新入生の保護者の説明会のと看とかにそれが盛り込まれているので、それを聞いて、白も黒もオーケーなんだなと分かった状態で入る方々だったら選択がありますけど、在校生だった場合に、変更というのをやっぱり周知していただかない限りは、黒もオーケーになったんだというのを知らないままという。うちもそうでしたけど、そういう保護者もきつというんじゃないかなと思いますので、靴に限らずですけど、話合いの周知プラス結果のほうをしっかりと知りたいな

清田晃子 委員	というふうには、一保護者としては思っております。 私はPTAの執行部のほうにいたので、そういう話合いがあるという情報とか、保護者の方がどなたが出られたのかというのと、どういう内容だったというのを共有してもらえていたんですけど、多分執行部に入っていない保護者の方だと、情報が、そういう話合いがあるということも、村田委員がおっしゃったようにお子さんから聞いてだったりとか、その結果がどうなったのかというのが、共有がなかなか難しく、澤委員がおっしゃったように、どれだけ情報を共有しようと発信しても、保護者さんの温度差で情報がちゃんと回らないというのはあると思うので、さっき村田委員がおっしゃった新入生の保護者は絶対話を聞きに行くので、在校生のほうにそういう場があるのかなというのをちょっと今考えていたところでした。
澤栄美 委員	今、決まりが変わるといところの話から話が飛んでいるんですけど、協議の中で、私も非常にこれは関心がありましたのでしっかり読んできたところなんですけど、やっぱりこうしたらいいよねをどう具体化していくかというところがすごく大事だと思うので、協議のときにまたいろいろ話し合えたらなと思います。ありがとうございます。
遠藤洋路 教育長	分かりました。今規則に書いてあるのは校則を公表することだけですので、具体的な周知とか説明というのはガイドラインのほうに書いてあるんですよ。でもそれは、今、村田委員と清田委員からあったように、やはり必ずしも全部の学校で十分できている現状ではないというふうに思います。それは、保護者側が、関心がある人となない人がいるという面もあるかもしれませんが、学校がそもそも十分に発信したり周知していないということであれば、それは保護者も知りようがないという場合もあるでしょうから。関心があってもですね。そこは両方あると思うので、それが両方なくなるように、あるいはできるだけ差がなくなるようにするには具体的にどうしたらいいかというのは、これはガイドラインと、それから今後ガイドラインよりもっと具体的なやり方の部分なのかもしれませんが、やっぱり議論していく必要があるんだろうなと思います。少なくとも現状では、私も聞く限りはやっぱり知らなかったとか、周りの保護者は知らないですみたいな話をやっぱりよく聞くので、現状知られていないのしょう

遠藤洋路 教育長	ねというふうに思います。ですので、規則というよりはガイドラインの協議のほうなのかもしれませんが。 ほかにご発言はよろしいですか。 では、この規則のほう、議第29号 熊本市立小中学校の管理運営に関する規則及び熊本市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正については、ご承認いただくということによろしいでしょうか。 （異議なしの声） では、皆様ご異議ないようですので、議第29号については原案のとおり決定いたします。
〔採決〕 【原案どおり承認された】	
日程第4 協議 ・協議（1）校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドラインの改訂について 《岸森和彦 人権教育指導室長 説明》 澤栄美 委員 綿密にいろんなことを計画していただいています、先ほど言いましたように、実際、具体的にどうということをするかというところを考えるのが大事じゃないかなというふうに思っているんです。私が思うのは、自分が元養護教諭で学校保健に関しているんな取組を行ってきたんですね。そのときにやはり教科指導とかと違って、こういった教科ではない部分の教育活動を推進していく難しさというのはよく知っているつもりなんですよ。そのときにやはり必要な部分は時間をどう確保するかということと、計画が本当に運用できるような計画になっているかということだと私は思ってきました。 それで、例えば14ページに図が書いてありますが、その中で、やはりこういったことをするためにまず時間をどこで確保するかというのを学校がきちっと考えるということ、それと計画が計画に終わらないようにするという、例えば性教育の指導についての性教育全体指導計画みたいなものがあるわけですよ。そ	

れをどこでするかという、今度は特別活動の中の学級活動とか学校行事の中であるといったときに整合性がない場合があるんですよ。学級活動の例えば6月に何々の指導をするというふうに項目が入っているんだけど、性教育の全体計画の中では6月には入っていないとか。先生たちの様子を見てみると、特活のほうの計画はよく見られて時間割の中に入れ込んでいくということはされるんだけど、性教育のほうの計画は大体年度初めに出て、それから見ていないというようなところがあるので、皆さんがどう取り組むかということを経験をまずは学校はきちんと入れ込んで、年に1回は見直しをするというふうに書いてありましたので、それをいつするのか、どんな形なのか、何の時間なのか、そういったことをこの熊本市が出す計画の中にそこまで細々とまではできないと思うんですけど、各学校でそれがなされるようにすることがまず大事かなというふうに思いました。

それともう一つ意見として、6ページに下のほうのウ、児童・生徒の発達段階に応じた参画というのがありますけど、それでその年齢及び発達の程度に応じてという言葉が、（三）（四）のところに2つ出てきていますが、やはり低学年の参画というのは非常に発達段階を考えないといけないと思います。客観的に物事を考えられるような発達段階というのは3年生から4年生以上だと思うんですよ。だからちょっと難しい感じがするなというのを私、感覚として。例えば学校保健委員会、後の働き方改革で組織活動が苦手だという養護教諭が非常に多いということもありましたけど、学校保健委員会なんかで1年生から6年生まで一緒に同じことができるかということそうじゃないんですよ。

だから、この内容もいいんですけど、基本として決まりというのはどういうものかなとか、そういうものを学ぶ程度で、参画といっても、その基本をつくる、そういうふうに参加するのに基本をつくるというような、そういう内容でもいいのかなというような感想は持ちました。

それと、小さい学校ならまだできるかもしれないんですけど、大きな学校だと高学年と低学年と一緒に話し合うのはすごく難しいので、低学年は教室でみんなで話し合っ、そして全体のところに低学年の意見を持って行って高学年がそのことを話し合っ、低学年に返すとか、そういう縦のつながりなんかも含めて考えるといいのかなというのをこれを見ながら思ったので、その2点についてお話しさせていただきました。

岸森和彦 人権教育指導室長	澤委員、ありがとうございました。 2点ご示唆いただきましたので、そちらのほうもしっかり含めまして、説明あたりのときもしっかりどの教科等で行うのか、時間の確保あたりも含めて、それから低学年、一応例として書いてはいるところなんですけど、なかなか発達段階に応じてというところで難しいというところもありますので、そのところも含めて、こちらのほうから説明をするときに併せて行いたいと思います。ありがとうございました。
村田槇 委員	1つ、まずお尋ねなんですけど、この校則のガイドラインというのは、校則という形になっていない学校での暗黙のルールのようなもの、そういうものは含まれるのでしょうか。
岸森和彦 人権教育指導室長	例えば小学校あたりは校則という言い方をせずに暮らしの決まりとか、そういうものもありますけど、そういうものも含んでというところで、今、村田委員がおっしゃったのが暗黙の了解というのがどの程度のものなのかというのはちょっとあれなんですけど、ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。すみません。
村田槇 委員	校則とか決まりの中には含まれていないんですけど、ほかの学年のフロアに上がってはならないとか、窓から外にいる友人や先輩・後輩をお名前を呼んで手を振ってはいけないとか、なぜそれは存在しているんだろうという暗黙のルールですよ。明記はされていなくて、でもしたときにものすごく先生に大声で怒られたという子がいて、でもなぜ自分が怒られないといけなかったのか理解できないという、そもそも理不尽じゃないかと。何でもそんなルールがあるのというようなものがやっぱり昔ながらのなんだろうけど、残っていて、それを話し合う機会というのがあるといいなと思うんですけど、このガイドラインとかのものの中にはそういうのは含まれているのかなと思いました。
岸森和彦 人権教育指導室長	ありがとうございました。よく分かりました。 私たちが校則、生徒指導の在り方のガイドラインとか、そういうことを見直しに取り組んでいるというのは、何も校則を変えるためということだけではなくて、それをきっかけにして何か自分たちが困っていることとか、自分たちが学校に参画する、自分たちの学校だというふうに思ってもらうためのものだというふう

遠藤洋路 教育長

に最終のゴールはそういうふうに考えておりますので、これは一つのきっかけとして今お話があったようなことが学校で取り上げられるといいなと、すみません、個人的には思いました。

このガイドラインでいうと13ページ目、別添1のガイドライン案でいうと2ページ目ですけど、ここでこのガイドラインにおける校則についてということで、校則とは、学校が教育目的を実現していく過程において児童・生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているものを指しますということで、学校の決まりとか、生活の決まりとか、校則とか、生徒心得などを含むということになっているんですね。

ですから、これは学校が学習上、生活上の規律として決めているものであれば明文化されていなくてもそれは校則に含まれるということになります。ですから、本来それについておかしいと思っている保護者がいれば、その保護者がそれについて問題提起できる場がしっかりあるというのがこの校則の見直しの意味なんですよ。だからそれも校則ですとまず人権教育指導室はちゃんとはっきり答えなきゃいけないのと、それが問題提起できたらいいいじゃなくて、それを問題提起できるようにまず今回それを保護者に周知をすとかあるいはその保護者が参画する方法を整えるということが今しなきゃいけないことなわけですから、それについては村田委員がおっしゃるように、どこにも書いていないのに守らないと怒られるみたいなものがあるんだったらそれも校則なんですよ。それについては保護者も児童・生徒もおかしいと思うものについては問題提起できるべきであるし、それについて話し合っ決めていくということがこの校則のあるいは生徒指導の見直しという趣旨だと思うんですよ。だからそれができるようにはやはりしないといけないと思います。その辺の意識がまだ学校ごとにばらばらだったら、それは学校によって全くそれを取り合ってもらえないみたいな学校があるんだしたら、そこは変えていかなきゃいけないんだというふうに思います。

最近、私が言われたのは、体操服のシャツの裾を中に入れなきゃいけないと、暑いのに外に出したらえらい怒られるみたいな、それもどこにも書いていないのに入れないとすごい怒られるみたいな話がありましたけど、それもだから校則なんですよ。それはどこにも書いていないんだから守らなくていいものじゃなくて守らないと怒られるものなのであれば、おかしいと思う方はそ

	れに対して問題提起できるべきであるし、それを話し合った上で、じゃ、みんなシャツはインするのかなしのかと、いや、どっちでもいいですよとするのか、それはちゃんと話し合ったらいいと思うんですよ。別に結論がどっちになろうが、それはみんなで話し合った上でそう決めるんだったらそれでいいんだと思いますし、だからそこはそのルール自体がやっぱり校則なんだということをまず認めることが第一歩で、それについてどうするかはみんなで話し合って、今のルールを維持するのかなしのか、それぞれ議論したらいいんじゃないでしょうか。 そうしないと、じゃ、言われて面倒くさそうなやつは全部明文から取ってしまえと、校則だという文章だけは物すごい簡単な3行とか5行ぐらいのものにしといて、どこにも書いていないルールばかりにすればいいわけですよ。でもそれじゃ何の意味もないわけですから、実際ルールとして運用されているのであればそれは校則だということだと思います。
澤栄美 委員	16ページに内容の具体例（小学校）というのが下のほうにありますよね。見直すタイミングの から までとてもいいなと思ってこれを読んだんですけど、その中にどうして決まりがあるのか分からないときという があるんですよ。だからそういったことがやっぱり明文化されていると、こどもたちもそれを言っていけると思うし、こういったものを今のような意見の中で例として出されるので、学校側がしっかりとこういうことを入れていけるといいと思いますけど、特に中学校なんかかなというのは思いますよね。シャツをインしなきゃいけないとか、先輩に何かしなきゃいけないとか、そういうのも、こういう明文化されたものがあると、こどもの声を聞く仕組みを作ることができ、いろんなこれはどうかなというのが改善されていくのかなというふうに話を聞いていて思ったところです。
遠藤洋路 教育長	その決まりをつくっている人は、どうしてその決まりがあるのかという理由はあるんですよ。ほかの学年のフロアに行かないとかということも理由があってやっているんだろうし、シャツをインするのも理由があってやっていることなので、それについて、じゃ、メリットとデメリットをちゃんと議論して決めていくという、そういう姿勢が必要なんだと。でもそれを説明しないでただ守りなさいというだけだと、まさにここに書いてあるように何でそんな決まりがあるのかすらよく分からないみたいな状態

苦野一徳 委員

にもしなっているんだったら、やっぱりそれは決まりとしてちゃんと機能しているということにはならないと思うので。

先ほど澤委員が中学校でというお話をなさって、私もさっきいろいろと先生方と話をしていて、そういった、さっきちょっと力の指導という言い方をしたんですが。これはちょっと言い過ぎだったかもしれませんが、上からの指導というか、さっき教育長も村田委員もえらい怒られるという話がありましたけど、えらい怒られるというこの現象、中学校では今も頻繁に見られるなという気がしているんですけど。ルールというのはそもそも明文化されていて合意されていないきゃ機能しないというか、正当性を持たないわけですね。明文化も合意もされていないものに対して突然上から怒られるというのは、そもそもやはりこれは民主的な市民を育むという観点からいって、やってはならないことのはずなんですよね。

そういったこの民主主義社会における市民を育むその学校であり、教師であるというこの原理原則をもっと私は共有したいなという思いを強く持っています。このガイドライン自体はすばらしいものだと思います。本当に本質を突いたすばらしいものだと思います。

さっきの仏像を作って魂入れずにならないように、これをめぐってもっと対話をするとか、実際にこどもたちと一緒に膝を突き合わせて対等な立場で対話するみたいな、そういう経験をもっともっと積んでいけたらいいなという。体感しないといきなり今までうわっとえらい怒るみたいな、普通にあったとして、それでいきなりやめましようねと言われても、何でやめなきゃいけないんだというのもあるし、それは分からせなきゃいけないほうも分からせなきゃいけないだろうとか、駄目なものは駄目と言わなきゃいけないだろうとか、厳しく指導することが教育だろうとか、それはそういう場合もあるけど、しかし、そこは原理原則の上にとっとていなきゃいけないので、それは体験を通して、対話を通してでないとなればやっぱり内面化されていかないと思うんですよね。そういう機会をどうやってつくっていくことができるのかなというのを今日は時間がないかもしれないんですけど、また改めてじっくり考えていけたらいいなというのを願いとして持っています。

あと具体的なところで少しだけ2つほどご紹介したいのは、実はこの校則見直しとか、ルールメイキングと言われるものは結構

難しいんですよね。やっぱり現場でもどうやって進めていけばいいかわからないということが結構あると思うんですけど、以前、これは経済産業省の、STEAMライブラリーというのが昔あって、そこに載っていたんですけど。今はそのサイトが多分閉鎖されてユーチューブに全部移っていると思うんですけど、NPOのカタリバと一緒にルールメイキングの原則からやり方までかなり詳しい動画を鈴木福くんとかとつくったことがあります。これをご紹介いただくとこういうふうな手順でやっていけば校則見直しできるんだなというイメージが湧くと思うので。ちゃんとした動画作品になっているので、これなんかもご紹介いただくといいかもしれないなというのと、同じくカタリバのホームページでルールメイキング宣言というのを載せていまして、これはルールメイキングに参加した何百人もの生徒たちと有識者たちと一緒に、ルールメイキングで大事にすべき原則とそのコツみたいなものをまとめたものがあるんですね。これもパンフレットになっているので、これを例えば現場にご紹介いただいて、こういうことを大事にしながらこういう手順でやっていけば割とうまくいくんだなみたいな、やっぱりコツというのがあるんですよね。そのコツを一定共有するというのも一つ大事なのかなと思ったのが1つですね。

それとあともう一つ、これはこんな大がかりなことはなかなか難しいとは思いますが、以前、行政視察で岐阜県の本巣市にも行きましたが、本巣市が昨年、こどもの権利条例をこどもたちが全員でつくるという画期的な日本初の試みを、試みといいますか、そういったことを実現したんですね。全員でずっと対話を重ねてこども権利条例の一番の中核になる言葉をつくるということをやったんです。それもユーチューブにそのプロセスの動画とか載っているんで、このプロセスが本当にすごくて、木村泰子さんがずっと私も一緒にさせていただいたんですけど、ずっとその対話に伴走して、その姿を見るとやっぱりすごいなこどもたちと思うんですね。こんな力を持っている、全員で合意していくんですよ、本当に。何百人もいるのに合意していくんですね。自分の学校は自分でつくる、自分を認めてもらえる権利だったかな。言葉のチューニングまでこどもたちで全部やって、大人のほうがそれで学ばされるというのがあって、そういう上から指導する存在、もちろんそういうことが必要な場合も多々あるけど、でもやっぱりこどもが自分で成長し、お互いを尊重し合う市民になるためには、先ほどおっしゃったように自らがそういう経験をしてい

	くということを通して大人が学んでいく経験というのがすごく大事だと思うんですね。さすがに今、熊本市ぐらいのレベルの規模でこどもの権利条例をこどもたち全員でつくるなんていうのはなかなか難しいかもしれないんですけど、そういうせっかくこの校則見直しの一番最初に一石を投じた自治体ですので、何かそういう象徴的な何か、何がしかの企画みたいなものがもしかしたらあってもよいのかなというようなジャストアイデアで思ったことがありました。
遠藤洋路 教育長	今、苫野委員がおっしゃった本巢市、この前視察にも行きましたけど、それはあれなんですか、低学年のこどもも入っているんですか。
苫野一徳 委員	全小中だったと思いますね。なので、低学年も入っていたんじゃないかな。ちょっと私は高学年の子たちと対話をするという場しかご一緒しなかったですけど、またそれは調べておきたいと思います。
遠藤洋路 教育長	低学年のこどもも入っているんでしたら、それは低学年のこどもがどうやって参画するかということの参考としてはすごくいいのかなというふうに思いましたので、ぜひ教えてください。 澤委員はちょっとさっき低学年は無理じゃないかみたいな感じでしたけど、もしできるんだったらそれはそういう方法もあるのかなと。
澤栄美 委員	無理というか、やり方ですね。例えば国語でも平仮名から覚えていくじゃないですか。算数だと足し算から覚えていったりするじゃないですか。それと同じで基本的なそういう人権のこととか、決まりは自分たちでやっていいんだよとかいう、そういう部分を低学年のうちにやっておくといいかなという意見です。 それと、中心になる話し合いはある程度客観的なことができる学年から始めて、基本的なことをやりながら上の学年とつながって、自分たちは将来ああやっていくんだなみたいな、そういう流れがいいかなと自分の経験上は思ったというところです。
遠藤洋路 教育長	それが低学年が準備段階なのか、実際に話し合いに参画できるのか、本巢市の低学年と熊本市の低学年はきっと同じレベルでしょうから、そこは決して低学年だからといって準備段階なのではな

くて、話合いに十分参加できるんだということなのであればそういう方法もあるのかもしれないし、当然分かる部分と分からない部分もあるんでしょうから、それはぜひ聞いてみたいと思いました。

それからもう一つ、最近、体罰等審議会は体罰とか暴言を審議するわけですけど、そこに上がってくるもので増えているのが、まさにさっきのめちゃくちゃ怒られるというルールがおかしいみたいな理不尽な生徒指導のルールだということに起因する訴えが非常に多くて、それは体罰でも暴言でもないんですよ。別に実際に殴られたとか、ぼろくそ死ねとかカスとか言われたという話ではないので、体罰や暴言には認定されないんだけど、やっぱり何で怒られるのか分からないみたいな、そういう訴えが非常に多くて、それをやはり問題提起できていない、有効にそういう問題提起できる場がないことで非常に保護者や生徒と教職員の間に溝ができるみたいな、そういうケースが非常に多いような気がするんです。だからそれというのは別に体罰や暴言のような非違行為ではないんですよ。だから体罰等審議会で認定するようなことじゃないんだけど、やっぱり保護者や生徒からしたらその先生の指導はおかしいという不満を持っていて訴えが出てくるみたいな。

だからそれこそちゃんと問題提起してもらって、そのやり方がいいのかどうかをみんなで議論するということで納得するかもしれないし、しないかもしれないけど、やっぱりそれはもう話し合った結果、もうこれで行きましょうということなんだから納得してくださいという説明ができるわけですよ。そういう今の保護者や一部児童生徒が不満を持っている部分というのがこの校則見直しで本来議論できて改善できる、解決できる部分。それはそのルールのほうを変えろという結論に限らず、やっぱり今のルールでいいねという結論になる場合も含めて、やはり納得できる解決策が考えられるような気がするので、もうちょっとこれがうまく機能するようにしていくとより学校生活が円滑に進むのかなというふうにいつも、体罰等審議会の議論を見ながらも思っています。

さっきの私が言ったことに一つこれで提案したいんですけど、ガイドラインで、このガイドラインの案は児童生徒が自ら考え、自ら決める仕組みを構築するという、そのことについてはページを割いて書いてあるんですけど、保護者に関して書いていないんですよ、あまり。だから保護者への周知とか、保護者の参画と

岸森和彦 人権教育指導室長	か、保護者がいかに参画するかというそこがもう一つ、もう一ページあったほうがいいんじゃないかと思うんです。 先ほど村田委員のおっしゃったように、そもそも周知がされていない、そういう場があることすら知らない、であったら幾ら保護者が関心を持っていたって分からないし、気づいたら終わっているみたい。あるいは保護者のほうに、いや、何回言っても聞いていないということなんだったら、それは何かもっと別の工夫が要るのかもしれないし、それぞれあると思うんです。 ですから、保護者について1ページというか、1項目、これはつくったほうがいいなと思うのと、それをつくるに当たって、先ほども提案しましたが、どのぐらいそれを保護者は今皆さん本当に知っているんですか、知らないんですかと。知らないとしたらどう今感じているんですかということをアンケートを取ったらどうかなと思うんです。それを見て、じゃ、今までのやり方だと全然伝わっていないねと言うんだったら、やっぱりよほど考えてこれを書かないとあまり変わらないような気がするんですよね。 なので、一旦アンケートを取って保護者について1ページつくるというのをやっていただければなと思っています。 昨年度の終わりのほうで、フォームズでアンケートを实际行いました。そのときに保護者への質問として全部で5つほど挙げております。まず1つ目、本年度取組はありましたか、2つ目が意見を出せる機会がありましたか、3つ目がホームページを見たことがありますか、4つ目が来年度考えや意見を出してみたいですか、5つ目が取組の経過や結果の説明がありましたか、この5つです。 その結果なんですけど、総数が7,093ほど返ってきています、保護者のほうから。今年度取組はありましたかのところが分からないと答えたのが一番多くて30%あります。その次が多かったのが少しはそう思う、取組があったのは少しはそう思うというのが27%でございます。 意見を出せる機会がありましたか、これも一番多いのは分からないが25%、その次が少しはあったが20%、ホームページを見たことがありますか、これは知らないし、見たことがないというのが半分です。50%です。その次が知っているけど、見たことはない、見たことがあると答えた保護者は24%です。 来年度考えや意見を出してみたいですか、一番多かったのは大
----------------------	--

遠藤洋路 教育長

体そう思う38%、その次が36%、あまりそう思わないというのが多かったです。

最後です。取組の経過や結果の説明ということで、一番多いのが48%、ホームページ等で取組や経過の説明が行われているというのが48%、半分ほどでございます。

そもそもこの校則見直しの規則改正をやるとか、ガイドラインをつくる前に一回アンケートを取ったんですよね。そのときに保護者は全ての項目について一番多かったのは、知らない、分からないなんです。だから現状変わっていないんですよ。だからそれはやっぱり改善が見られていないということなので、割合は減ったかもしれないけど、一番多いのが知らないとか、分からないとかという現状をやはり変えていかないと、いつまでたっても保護者が参画するということができないままになってしまうと思うので、もうちょっと具体的にどうやったらいいのかということを考えて、アンケートもそうですし、このガイドラインもそうなんだけどどう一つ踏み込みが足りないような気がするんですね、今のアンケートも。ちょっともう少し考えてみるのがいいのかなと思います。

西山忠男 委員

今の話でやっぱりホームページ、大事だと思うんですよね。私もいろんな学校を見ましたが、かなり差があるんですよ。校長の顔写真が出ている学校もあればない学校もある。校長の名前すら分からない学校もあるんですよ。私はやっぱり校長になったら責任を持って顔写真と名前と自分の考えぐらいいは明確に打ち出して、保護者が必ず見たくなるようなホームページにしてもらいたいと思うんですよね。

今まで見た中で一番よかったのは佐藤真司先生がおられた頃あの学校、何でしたっけ、あそこは。託麻原、あれは良かったですよ。彼は毎月自分で小さなミニ新聞みたいなものを出して、自分の似顔絵を書くんですよ。これがまた非常によく似た似顔絵ですばらしくて、それを見るだけで楽しくなっちゃう、とても人柄がよくにじみ出たホームページでした。今は見られないのが残念なんですけど、だからそういう親しみの持てるホームページだったら毎月見に行くと思うんですよね。やっぱりそういう努力が校長先生には必要だと思いますよ。これが私が言いたいことの1点です。

続けて別の話をしてもよろしいですか。

	校則の見直しについて生徒を参画させるときにありがちなのは、生徒は非常にうわべのことに目が行ってしまうんですよ、悲壮的なことに。だからさっき話のあった靴の色が白じゃないといけないのはおかしいとか、靴下も白なのはおかしいとか、髪の毛がここまでないといけないのはおかしいとか、そんなことばかり言ってくるんですよ。そうではなくて、なぜ校則を定めなければならないのかという本質、そこを考えてもらいたいと思うんですよ。 私、個人的には校則を定める観点というのは3つあると思うんです。1つ目は安全、例えば自転車に乗るときにヘルメットをつけることというのは、これは安全の観点からの校則ですよ。2番目は平等、これは例えば制服を定めているというのは、家の貧しい子でも毎日同じ服を着てこなきゃいけない、嫌だから制服があると楽だというような話もあるし、それから性の多様性を考えて制服男女別、完全別じゃなくて自由に選択できるようにすると、これは平等の観点からの校則ですよ。 一番難しいのが3番目の規律、これは学校は規律を守らなきゃいけないんですけど、この規律をどう定めるのかというのが非常に個人差が、考えが出てしまうんですよ。先ほど教育長の話があったシャツを出したらいけないのかというと、私はシャツを出していると気持ちが悪いという古い人間なんですけど、娘たちの世代は出すのが当たり前と、お父さんダサいと言われる。もう全然違うんですよ、感じ方。これも感じ方ですから、それが規律に結びついていくと子どもたちは何でそんなことを言われるのという理不尽を感じる。教員はだらしがないと怒るという矛盾が生じてくるわけですよ。その辺のことを根本的なことをよく考えさせて決めることが大事なんじゃないかなと思います。
岸森和彦 人権教育指導室長	西山委員、ありがとうございました。 今、西山委員のお話を聞いて、やはり子どもたちと保護者と、それから先生たちとの対話が大事なんだなと。そこを大事にしていってこの校則、生徒指導の在り方をしっかり見直していく、自分たちの暮らしの決まりを見直していくということが大事なんじゃないかなというふうに改めて思いました。ありがとうございました。
澤栄美 委員	具体的にどうしたらいいかという話ばかりになるんですけど、中学校で少し難しい部分もあるかなと思うんですが、さっきの規

遠藤洋路 教育長

則のところを読んでも、参画させるということなんですよ。保護者に公表するというのもありますけど、保護者にどう参画させるかといったときに、また学校保健の取組の話になりますけど、例えば学校で話し合ったことについて、うちでもう一回話してどういふことの話をしたかとか、親も参画せざるを得ないような仕組みだったりをするというのも一つの方法かなと思います。

例えばよく保健とかであるのは、歯の衛生週間とか、そういうことがあると、私は歯磨きができている子に歯磨きしましたかと聞くのはしょうもないと思っていたので、お口の健康カレンダーみたいな自分の課題についてやらせていたりしたんですけど、そのときにおうちの人とどういふふうに話し合って目標を立てたかとか、どういふふうにしたからこうだったというのをおうちの人に説明してくださいとか、どういふふうにしておうちからの返事をもらってくるという。だから家庭でも一緒に話し合う、何かを見て、ああそうですかというのが保護者の参画ではないと思うので、もちろん広報というのも大事ですけど、年に1回見直すときに特にそういったことをやっていくということをする、地道にですけど、ご家庭のほうの意識も高まっていくのかなと思います。が今考えていたところです。

ありがとうございます。

先ほど西山委員がおっしゃったことは、何で校則が、さっきのどうして決まりがあるのか分からないという。安全にしても、平等にしても、規律にしても校則をつくっている人はそのために校則をつくっているわけなので、ただ安全にしても、平等にしても、規律にしてもそれが大事だからといって校則は絶対これじゃなきゃいけないという一つ決まるものではないので、どういふ決まりがいいのかと、なぜなのかという議論はやっぱり大事ななというふうに思います。

表面的なそのことで色がどうこうというそこばかり目が行くというの、確かにそうなんですけど、だったらそんなこと一々決めなくていいんじゃないのという考え方もあるかもしれませんし、それも含めてそこは表面的でどうでもいいことなのか、やっぱり大事な事なのか、それも大事な事だと思っているから決めているんでしょう、決めている人は靴の色は白じゃなきゃいけないと言っている人はそれが大事だと思っているから決めているんでしょうし、そんなんそうじゃないという人はそうじゃないと、そこも議論の余地はあると思うんですよ。なので、ぜひ

	そういうところも話を大きなことから細かいことまで話し合っ て決めていくということが民主主義だと思うので、それは大事な のかなと。 シャツは若い頃は出しているでもいいんですけど、だんだん年を 取ってくるとおなか周りとかがちょっと増えてくると、逆に入れ ていたほうがちゃんとまとまって見えるんですよ。これは年齢的 なもので、最近、私も入っていたほうがちょっと落ち着くんです けど、これが入れていると格好悪いんだけど、逆に出していると もっと格好悪いみたいな、そういう感じもするので、年齢的に少 しずつ変わってくる面はあるのかなというふうに、同じ人間で も、単なるジェネレーションギャップだけでなく、それはあ るのかもしれませんが。
苦野一徳 委員	先ほどの本巣市の話なんですけど、全員、小中学生全2,50 0人ですかね。全員でつくるといのがなされたことで、その低 学年がどういうふうに参加したのか、私も高学年、中学生ぐら いとしか対話ができなかったのが具体は見ていないんですけど、た だ一番最初は全員の声をまず聞くところから始めたということ で、確かに相互尊重・相互承認というのが民主主義の原則だとい うことを考えると、声が聞かれるという経験がちゃんと尊重され るということのあかし、声が聞かれるという経験をした人は声を 聞くという経験ができるようになると思うので、全てのこどもが まず声を聞かれたというのが多分このプロジェクトの一番最初 に大事なことだったのかなというふうに思います。 その後、こどもの権利について全員で学んで、それについてこ どもたちが考えたことについても書いてもらったのを全員分関 係しているプロジェクトのメンバーが教育長をはじめ全員分読 んだそうです。全員分読んでそこにすごく胸を打つものもたくさ んあって、やっぱりまず声を聞く、聞き合うというところから始 めるというのはすごく大事ななと思ったので、多分この本市にお ける校則の見直し等に関しても、まずは虚心坦懐に声を聞くとい う、多分そういうところから始めるのが原則なのかなということ を思いました。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 村田委員。
村田慎 委員	今、まだユーチューブライブ配信中につき、熊本市の教育長は

遠藤洋路 教育長	シャツを出すとおなか周りが気になるというのが全世界に配信されましたけど、大丈夫ですか。 事実ですから、はい。
村田 稔 委員	15ページ、ガイドラインでいうと3ページなんですけど、右下の教職員の働きかけのところで、決まりがなかったらどうなるかをみんなで考える、この部分の先生方の働きかけ次第では、これがなかったらこう困るんだよというところだけになってしまったら、生徒さんたち、児童の皆さんが意見を言おうと思っていても先にそれを聞いてしまうと意見が言いづらくなってしまふかなと思うので、ここは先生方それぞれの働きかけ方で大分変わってきてしまうんじゃないかなと。決まりがなかったらどうなるかと同時に、決まりがあることでどういうプラスがあつてあるいは弊害があつてということも含めて考える時間になってもらいたいなと思いました。 というのと、一番下のフィードバックのところで、見直しの取組についての振り返りカードを活用するというふうに書いてあるんですけど、これがとてもいいなというふうに思いました。実際に今だと校則の話合いももちろんですけど、やっぱり生徒会とか、児童会とか、学校の中で執行部みたいなものに入っていることもたちは意見を言う場がいっぱいあつて意見を言いやすい。保護者も例えばさっき清田委員がおっしゃったように、PTA役員だったらその話合いの中に参加しやすいとか、そういうのがあると思うんですけど、それ以外の人たちの参加しようという意識に働きかけるようなものになってほしいので、実際に意見を言った、話合いに参加した人たちの振り返りというのをほかの人たちにも見てもらう機会があるといいなと。先ほど室長がおっしゃっていたのにすごく共感しながらお聞きしていたんですけど。ガイドラインに盛り込むことがもちろん大切だけど、1回、2回と話を繰り返していく中で今まで参加していなかった人たちがこういう意見も出してもいいんだとか、もともと本当はちょっとこれが気になっていたんだけど、ちょっと言ってみようかなとか、そういう一歩踏み込むきっかけづくりになっていくことが大切なんだなというふうに、先ほど室長のお話を伺って共感していたところです。
清田 晃子 委員	先ほどすぐーるのほうを見ていて、教育委員会のほうから来て

	いるすぐーるのほうにアンケートのほうが24年6月と25年2月と26年3月に届いていたんですけど、最初の24年は回答期限が2週間ぐらい設けてあって、その次の25年2月は10日ぐらいで、今年は3日間の期限になっていたの、保護者の方も見て後から回答しようと思っていたら期限が切れていた場合もあると思うので、その期限が、でも期限が長いからといってたくさん集まるかどうかは私も集計のほうはどうなっているのかなというのがちょっと気になりました。
岸森和彦 人権教育指導室長	ご意見ありがとうございます。ちょっと3日間というのは本当に少な過ぎるなと自分でも今思いましたので、少し期間を設けてこれから取っていきたいというふうに思いました。ありがとうございます。
遠藤洋路 教育長	何でそんなに急いで取ったんだろうね。私が急げと言ったみたいな感じですよ。多分そんなことはないと思います。事務局の人に急げと言うことはあっても、保護者に急げと言うことはありません。 ほかにはいかがですか。よろしいですか。 じゃ、6月にもう一回このガイドラインをということですけど、ちょっと6月じゃなくてももう少し時間かけて検討してもいいと思いますので、一旦、今日出たことをまとめて、このガイドラインとかあるいはアンケートとか、少し進め方を考えて、また改めて提案するというところでよろしいですかね。
岸森和彦 人権教育指導室長	本日は本当にありがとうございました。貴重なご意見をいただきましたので、しっかりこれから反映させていきたいというふうに思っております。 それから保護者への周知・参画については、もう一ページ増やしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。
遠藤洋路 教育長	ここにあるように来年の4月から施行なんですものね。ですから、この5月と6月で決めなくても少し時間はあるのかなと思いますので、では、協議について本件はよろしいでしょうか。 では、ほかになれば本件は以上といたします。

（休 憩）

日程第5 報告

・報告（1）令和9年度（2027年度）熊本市立学校教員採用選考試験の志願状況について

《萩本広智 教職員課長 報告》

西山忠男 委員	前回ご説明があったんですけど、もう一度教えていただきたいんですが、特別支援の枠を一般の枠と一緒にしたというその理由をもう一遍教えていただけますか。
萩本広智 教職員課長	今回の見直しの目的でございますけど、インクルーシブの推進と教員の資質向上ということで、特支の別なく試験を実施して採用するという考えに至ったものでございます。
西山忠男 委員	インクルーシブは分かるんですけど、やり方を変えて本当に大丈夫かなというのがちょっと私としてはまだよく分からないので、心配なのでお尋ねするんですけど、一般枠で募集して、そういう特別支援の教育ができる人が十分集まるのかという点についてはどうなのでしょう。
萩本広智 教職員課長	昨年度まで特別支援区分を設けてそこで募集していたところなんですけど、なかなか予定していた採用がそもそもできなかったという反省がございまして、そういった面もありまして今回統合したところでございますけど、特別支援区分での意思がある方に関しましては、今後の2次の面接などでそういう意思をしっかりと拾い上げていきたいと思っておりますし、特支免許をお持ちの方に関しましては、点数の加点を従来の3点から6点にするということで、そういった形で積極的に評価して採用につなげてまいりたいと考えているところでございます。
遠藤洋路 教育長	理念的なものというよりも、現実にとずっと定員割れしていて特別支援枠のほうが入りやすいという状態だったので、それでしたら本来の目的が達成できていないんじゃないかということでの見直しですよね。

澤栄美 委員	質問なんですけど、1ページのほうは赤で印がつけてあるのはR9年じゃないですか。9年度の採用という意味ですよ。
遠藤洋路 教育長	そうです。
澤栄美 委員	2ページのほうは、グラフは一番右側がR8年と書いてあるのは、今現在そうなんだというのでこれはR8年になるんですかね。
遠藤洋路 教育長	そうですね。ここの2ページ目の上、右上に、グラフ中の年は実施年度と書いてありますから、令和8年、今年実施する試験という意味ですね。来年入る人ということですね。
澤栄美 委員	来年ですよ。
遠藤洋路 教育長	はい。
澤栄美 委員	数値的にはこっち側の1ページのR9年のがそこに書いてあるということですよね。
遠藤洋路 教育長	そういうことです。
澤栄美 委員	分かりました。
遠藤洋路 教育長	1年ずれているということです。
澤栄美 委員	どっちがどっちなのかなと思いながら見たものですから、確認させていただきました。ありがとうございます。
遠藤洋路 教育長	ほかにはよろしいですか。 では、ほかはないようでしたら本件は以上といたします。

・報告（2）専決処分の報告について

《村上 亜紀 学校施設課長 報告》

- ・報告（3）「第2期 学校改革！教職員の時間創造プログラム」における令和7年度実績報告及び第3期プログラムについて

《岩下周平 教育改革推進課長 報告》

西山忠男 委員	時間外在校時間に関する目標は達成できていないわけなんですけど、これ、前任の朽木さんのときに大分議論したんですけど、なかなかこれは難しい、達成するのは。やれることはほぼやってしまってもう限界に来ているんじゃないかという話をしていたんですよ。新たにここの45ページに第3期のプログラム、目標は上げてあるんですけど、これを達成するために何か新しい工夫ができるんでしょうか。
岩下周平 教育改革推進課長	確かに委員ご指摘のとおり、達成はまだできておりません。今までは効果が出てきておりますが、確かに限界がきている状況というのもうかがえるのかなと思います。 資料の6ページ、参考のほうへ書かせていただいておりますけど、正規の時間外が80時間を超えた人数の月数の割合などで、効果はある程度出てきておりますので、まだまだ削減できる部分というのがあっております。そのあたりは今後プロジェクト会議や分科会のほうを踏まえまして、その職種別や校種別等で議論をさせていただきまして、さらなる削減等に努めていきたいと考えております。
西山忠男 委員	時間を取られる業務の中に成績処理というのがありましたよね。成績処理は結構時間を取られる。これ、何とかならないんですか、もう少し効率的に成績処理ができるような方法は考えられないんでしょうか。成績処理というのは例えば答案を採点するか、そういうことなんじゃないですか。
寺前研太郎 指導課長	成績処理についてですが、現在、中学校のほうでは、すみません、正しい言葉が出ませんが、自動採点システムを取り入れております。その効果で大分先生方、丸つけの処理の時間は軽減されてきているという声は伺っております。
西山忠男 委員	確かに自動採点システム導入はいいことだと思いますけど、それでもなお成績処理に時間がかかっているという、こういうアン

	ケート結果が出ているので、もう少しそれを広める必要があるのかな、上手に使えていないのかなという印象を今聞いて思いました。 それで、やっぱりもう少し何かやれることはないのかなというも思うんですけど、何かいいアイデアはないんでしょうか、課長。
岩下周平 教育改革推進課長	委員のおっしゃるとおり、やはりそういった採点システムを入れても利活用がまだ全校に行き渡っていないという部分は現状としてあると思います。今年度は、そのシステムにつきましても、全学校に周知でありましたりとか、研修のほうをさせていただくとともに、さらにテストの返却までできないかというところであったりとか、A Iを活用した分析等も実施するように進めておりますので、そういったところでさらなる活用ができればというふうに考えているところでございます。
西山忠男 委員	もう一つ、授業の準備、教材研究というのも大きなウエートを占めているんですけど、これは前からずっと私言っているんですけど、A Iを活用してその辺を効率化できないかなというふうに思うんですね。 福岡市では、こういう教材研究や授業準備のためにどうやってA Iを活用するかということを先生たちに研修をしているという話を聞いています。これは外部業者に委託して研修させているみたいなんですけど、そういうことも情報を仕入れて何かうまく考えて効率化につなげてもらえればいいかなと思いますけど。
岩下周平 教育改革推進課長	西山委員、ありがとうございます。 今おっしゃられたとおり、次はA Iを活用してその準備等が削減できる可能性はかなり大きいと思いますので、他都市の状況などを踏まえてプロジェクト会議、分科会等で議論ができればと思っております。ありがとうございます。
村田慎 委員	すみません。言葉についてちょっとお尋ねなんですけど。 6 ページの下の方の年休の取得に関する目標の達成についての枠の中の最後のほうなんですけど、休暇取得時期の変更期間中の経過措置というのがちょっと頭に入ってこなくてどういうものなのかを教えてください。

萩本広智 教職員課長	こちらは休暇取得、年休は年20日付与される場所なんですけど、従来は1月1日を基準日としておりました。これを見直しまして9月1日を基準日とするような形で見直しております。 その目的なんですけど、夏休みで一番休める時期に残りの年休を気にせず取得できるようにするために基準日を変更させていただいたということなんですけど、2年前にそれを実施しまして、2年間は、休暇の取得は年度中途から20日付与された関係で、最大40日であるところがしばらく最大60日、休暇を付与されてきた部分がありまして、そのような形で結構多めに休暇が付与されてきたものですから、結構多めに取っていらっしゃる方もいたわけなんですけど、その期間がこの2年間でもう終わりましたので、その経過措置が終わりましたという意味合いでの記載になっているところです。
澤栄美 委員	質問と意見とあるんですけど、質問のほうだけ先をお願いしたいと思います。 1つは、9ページに体系図がありますよね。その中で取組項目2でDXの推進のところなんですけど、その前に最初に聞かなきゃいけないことがありました、すみません。三角はまだ課題があって、丸はある程度改善してきているというような、そういう意味合いとして見てよかったんですかね。
岩下周平 教育改革推進課長	委員ご指摘のとおりで大丈夫でございます。
澤栄美 委員	分かりました。 じゃ、その上で質問なんですけど、体系図の中でその取組項目2の(1)のウ、教育相談等での活用というところがR3年から7年まで全部三角になっているということで、どういうことを想定していてそれができていないという判断になっているのかというのを教えてほしいと思いました。 もう一つ、取組項目の4の中で教職員の出退勤打刻の徹底なんですけど、随分前の話になると、まだそういった打刻の仕組みすらなかった時代から、R3、R4になって私が現役でいたときには、パソコンを開けて自分のところに何時に来て何時に帰ったというのを入れるようにしているような仕組みだったんですけど、今も同じようなものだとして、何で一旦よくなったのが低下してきたのかなというのをひとつ教えてもらいたいという、その2つに

	については課題の部分なんですけど。 逆に今度はまた取組2のほうに戻りますが、（3）の多様な場所で働ける環境の整備というのがこの3年間、丸になっているんですね。これは具体的にはどのような感じなのかというとちょっと質問が抽象的ですけど、実際に先ほどの報告の中にも少しあったと思いますけど、仕事を持ち帰らなくなったという丸なのかという、それかDXを推進なので、DXを用いることでうちでも働きやすくなったのかとか、その具体的な中身を教えていただけたらと思います。 以上3点です。
遠藤洋路 教育長	じゃ、3つありましたので、まずは最初の教育相談等での活用がずっと三角になっているということに関しては、指導課と総合支援課が担当課になっていますけど、いかがですか。
寺前研太郎 指導課長	すみません、指導課の名前が入っておりますが、内容のほうを確認させていただいてもよろしいでしょうか。お時間をください。
遠藤洋路 教育長	では、2点目の教職員の出退勤打刻の徹底について、これは教職員課ですね。
萩本広智 教職員課長	大変申し訳ございません。ちょっと内容を確認させていただければと思います。
遠藤洋路 教育長	では、3点目、多様な場所で働ける環境の整備、これは教育センターですね。
水田貴光 教育センター所長	各学校に5台、モバイル型のE n e t校務用のパソコンを配備しておりますので、ご家庭でというか、子育てであったりとか、いろんなご事情があられる方はE n e tパソコンを持って帰って家で先ほどの成績処理であったりとか、いろいろ学級通信だったりできるような環境の下の令和4年からですかね、丸に変わっていったというところでございます。
澤栄美 委員	個別のパソコンにE n e tにつながるものができたということですか。

水田貴光 教育センター所長	学校における場合は線でE n e tのほうにつないでネットワークにつなげていたんですけど、持って帰ってできますので、校務支援システムを含めて、それを各学校に数台ですけど、配っていて、その活用が進んだということと認識しております。
澤栄美 委員	そしたら意見のほうを続けていいですか、まだ調べますということだったので、さっきの2つ。
遠藤洋路 教育長	もうちょっと時間かかりそうですか。 では、先にどうぞ、澤委員。
澤栄美 委員	そしたらもう一つすみません、質問も含めてなんですけど、14ページ。14ページにA - 9で部活動を担当していますかというのがあるって、小学校の分のところを聞きたいんですけど、以前、朽木課長に直接お伺いしたことがあるんですけど、今の部活動改革については基本中学校のことですよね。小学校ではどうなるんだみたいなことを何回か聞かれたことがあったので朽木課長にも聞いたんですけど、基本的には今の改革は中学校でということになっていて、小学校は前の規定がありますよね、部活動の熊本市の規定が。その中での運用ということで、小学校についても考えてほしいみたいなことをよく耳にするので、今後、それはどうなるのかなというのをもう一つ聞き忘れていたので、意見のほうはまた後のほうがいいですか。
遠藤洋路 教育長	じゃ、今の質問のところを先にやりましょうか。 小学校の部活動に関して、中学校の部活動改革が今始まっていますけど、小学校についてはしないのかということですね。それは教育改革推進課ですかね、指導課でしょうか。
岩下周平 教育改革推進課長	今、教育改革推進課で進めておりますのは、確かに委員ご指摘のとおり中学校の部活動改革というところで今進めさせていただいているところでございます。小学校については、すみません、私もあまり把握はしていなくて。
遠藤洋路 教育長	じゃ、指導課長。
寺前研太郎 指導課長	委員おっしゃるとおり、中学校の部活のほうが話題というか、皆さん目が行っているんですけど、やはり小学校の部活もという

遠藤洋路 教育長

声も上がっております。現時点で地域移行も大分進んできているんですけど、まだまだその小学校の部活動の在り方というところまでの検討までは正直進んでいないところがありますので、やはり中学校と同じようにどのように進めていくのかという、そういう検討の場が必要なのかなというのは感じております。現時点では原則総合運動部を設置するという形で進んでおりますが、学校の事情もそれぞれまちまちですので、そこも含めて検討していきたいなと思っております。

小学校と高校がありますね、部活は。だから今中学校をやっていますけど、小学校と高校については、まずは中学校を確実にスタートするということですけど、その後、小学校、高校についても考えるという、そういうことで今、決して小学校をやらないですとかいうことではなくて、まず中学校を確実に成功させた後に小学校と高校については考えましょうというのが今のスタンスですね。

澤栄美 委員

分かりました。

私が全員の話を聞いているわけじゃないので、一部の方からの話で、やはり特に吹奏楽とか、何年か前に問題にもなったような楽器を購入した後にそれを続けていけなくちゃいけないとか、地域の関係とか、そういうのがあって苦しんでいらっしゃる方や学校もあると聞きますので、中学校が済んだらまた小学校と高校もということで検討していけたらいいと思います。

意見のところでさっき言いかけたのを続けて言うと、それぞれの声が上がっていて、いや、それはちょっと違うでしょうということも思いながら読んでいたんですけど。特に黒い三角の部分を読んだんですけど、32ページのところで黒の三角の1番目、2番目のところなんですね。本来すべきことをしなくてよいと曲解する方が少数だが増えた、それから自分の仕事に責任を持って取り組まない職員も出始めているように感じるというのは、私もちょっと何人かからやっぱり聞いたことでもあるので、そっちのほうに走らないように、これは校長先生のお仕事かと思えますけど、働き方改革だからといって、じゃ、私、旅行に行ってきそうですみたいな感じで、生徒指導案件が出たのにその人にいてほしいのにいないとか、そういう事例もあるというふうに聞きますので、そういうことがないように学校のほうでもしっかりと働き方改革の意味、学校教育をおろそかにすることのない改革になってい

くようにというふうに思ったところでした。

それから47ページで、これは以前も私、意見を言ったところなんですけど、右側の柱4の（5）のところで、中学校に配置している不登校サポーターを小学校にも巡回するようにということだったので、これは常勤する方向に動いていくことと捉えていいですかということで、そのような方向をというお答えをいただいているところなんですけど、柱3の（1）に再任用教員等の活用というのがあります。私もいろいろ学校運営サポーターとか、不登校対策サポーターとか、学校ボランティア何とかとかいろいろあるので、それを十分把握していないところもあるんですけど、東部のほうの小学校の名前は言っていないか、言わなくてもいいか、一応確認をさせていただいているんですけど、これはいい取組だなというのがあったので、それを紹介させていただきます。小学校の場合は、いわゆる別室、中学校ではステップルームという名前をつけているところがほとんどだと思うんですけど、小学校ではそういったのが非常に取りにくい。それは理由でいうとそこを担当する人間がいないということと、それから箱がないということですね。そういったところで難しいと私はすごく思っていたんですけど、ある学校では、学校運営サポーター、この立場は教員の免許を持っていないとできないということで、その大規模小学校ではその方を活用しています。教室に行けないこどもたちを保健室が担っているようなところもあるということで、以前、養護教諭の業務の中には保健室登校の子を見るというのはないですよということをお話したんですが、その学校は別室をつくられて。名前は何かついていましたと思いますけど、そこに学校運営サポーターを置いて、12人、教室に行けていないこどもさんがいたんですけど、特別支援とか、そういったことにも詳しい先生で、それぞれの1日の動きをきちっと目に見えるようにして、この時間はどこに行くとか、そういうのをやっていた中で、今日確認をさせていただいたんですけど、その学校では、長欠児童が週2から4程度登校するようになってきているということで、4月からの試験的な取組なんですけど、やはり効果が見えてきている。その12人の中で保健室に行くというのを選んでいるこどもは1人、他は教室に行くようになってきているという、そういう取組で、ほかの同じ東部地区の学校で同じような、ちょっと違うやり方だけど、4年前ぐらいから始めていてそういった効果を上げている学校もあるということだったので、ぜひそういう取組もあるんだということを紹介したいなと思いましたので。片や不

	登校対策サポーターがいた中学校で、本人の意思もあって引き揚げになった後に半日しかいられない方が入って、そのステップルームの人間がほぼいなくなって来なくなったという例もあるということで、適材適所といいますか、そういった役割を、人員を増やすということはいいいんですけど、ただ多動なこどもを落ち着かせるようにしておくとか、そういった役割ばかりじゃなくて、その先生たち、先生だけじゃないですけど、教員やサポートしてくれる方が持っているその力といいますか、特性といいますか、そういうのを考えてやると、いい仕組みもできていくなというふうに思いましたので、ぜひそういう活用を校長先生のアイデアでそれをされたというところがすばらしいなと思いましたので、紹介していただけたらいいかなと思います。よろしくお願いします。
遠藤洋路 教育長	ありがとうございます。 働き方改革だからといってさぼる人は働き方改革だという前からさぼっていたんじゃないかという気もしないでもないですけど、親戚が死んだとか言って休んでいたのかもしれないですけど、いずれにしてもそれは何のための働き方改革なのかということをやっぱり周知していくということは大事でしょうね。
寺前研太郎 指導課長	先ほどのご質問の件です。 D Xでの教育相談等での活用で三角がいっぱいあるという部分で、内容としては、家庭訪問とか、それから学校になかなか来られないお子さんとか保護者とICTを使って面談等をするというような内容になっております。 目標値が令和7年度の目標が135校、小中学校全ての学校で実施できるようにという目標でやっているんですが、実際やっている学校もあるかとは思いますが、なかなかそこまでの達成度には至っていないというところで、三角の評価になっているというふうに認識しております。
遠藤洋路 教育長	もう一つ、教職員課、お願いします。
萩本広智 教職員課長	大変失礼いたしました。 出勤打刻の評価でございますけど、目標を打刻率100%と設定しているところなんですけど、現実が91%台で推移してきておりますので、目に見える形での実績が出ていないということ

	で、今回三角の評価としております。 状況としては、だこっくんという打刻ができるアプリを導入しており、打刻しやすい状況にはありますので、100%を目指してしっかり周知を図っていきたいと考えているところです。
遠藤洋路 教育長	R3、R4が丸で、5以降が三角なのは何でなんですかということもあったかと思いますが、どうですか。
萩本広智 教職員課長	すみません、R5の基準値しか、すみません、持っていないんですけど。
遠藤洋路 教育長	一定の基準値があってそれを下回ったから三角ということなんですか、今のは。
萩本広智 教職員課長	少なくともR5以降に関しましては、目標値は100%としておりますので、それに遠く及ばないということで三角にしている状況です。
遠藤洋路 教育長	分かりました。R3とR4も100%ではなかったんでしょうから、何か考え方が変わったということなんでしょうかね。
萩本広智 教職員課長	ちょっと確認させていただければと思います。
澤栄美 委員	先ほどの教育相談での活用なんですけど、そういうことだったんだなと分かりましたが、それでちょっとまた思い出したことがあって。オンラインでの面談ということだったですね。私、フレンドリーオンラインの担当もしていて、カウンセリングをオンラインでしなきゃいけないような状況があるんですね。そのときに自分のパソコンとWi-Fiを使って、パソコンというか、iPadを使ってやっているんですよ。後半のほうの意見の中に、やはり学校の中でも事務職員の先生とか3人いるのに1台しかないんだとかいうのがありましたけど、やっぱりお金の要ることなのでなかなか難しいとは思いますが、必要なところにはやっぱり渡せるような状況があるといいなというふうに。自分の分は仕方ないなと思っていますけど、そうでもないみたいな吉田次長が笑っていらっしゃいますけど、大昔は本当に自分のパソコンで何でもやっていた時代なので、それで私は慣れているからもう全然大丈夫だけど、やっぱり一部の人が持っていないことで困っ

	ている人もいるというところはしっかり拾い上げて、少しずつ改善していただけたらいいかなというふうに思いました。
遠藤洋路 教育長	今の点はぜひ改善をお願いしたいと思います。 では、教職員課、何か分かりましたか。
萩本広智 教職員課長	すみません、ちょっとまだ確認しております。
遠藤洋路 教育長	じゃ、分かったらいいですか。 村田委員、どうですか、大丈夫。別でもいいですよ。
村田 稔 委員	持ち帰りの仕事についてのアンケートが25ページに書いてあるんですけど、この内容としてはどれくらい持ち帰っているのかとか、持ち帰り、24ページでした。すみません。どれくらい持ち帰りの仕事をしているかというのと、持ち帰った内容は何かという項目なんですけど、持ち帰らざるを得なかった理由の中に深刻なものが含まれている可能性がないかなというのをちょっと引っかかりまして。例えば職場の環境に原因があって、職員間のトラブルでそれを言えずにいて、その職場で職員室とかそこで仕事をするのがもうとても精神的につらいとか、そういう方が持ち帰ったほうがむしろ仕事ができるというような方がいるかもしれないというふうに。その場合は心身の健康上、そうしたほうがよいなというふうに判断して持ち帰るような方がもししたら潜んでいるかもしれないなと思ったときに、このアンケートでほかのところで相談とかまだできていないけど、このアンケートによって分かる、見えてくるというものがあるかもしれないので、持ち帰ったか、持ち帰っていないかということだけでなく、その理由に深刻なものが含まれていないかというところにも目を向けていかないといけないかなというふうに思いました。感想です。
遠藤洋路 教育長	持ち帰りについてもうちょっと詳しく聞いてみてもいいんじゃないかということかと思しますので、それも次のアンケートをするときには検討いただければと思います。これは教育改革推進課ですか。
岩下周平 教育改革推進課長	委員のおっしゃるとおり、今、理由につきまして把握ができていないという現状でございます。ただし、時間外在校等時間は減

	っていますので、その分、持ち帰り時間が増えたのかというところを過去のアンケート結果から見ますと、そのような結果は出ていないということになっております。 時間といたしましては、今回、ゼロ分、35.1%と増えてはいたんですけど、測り方が30分単位と、1時間単位で異なるためどのように回答しているかは分からないんですけど、結果といたしましては、単純比較でしますとR5年度の結果のほうが持ち帰った時間を回答した方が多いというふうになっておりますので、時間外在校等時間を減らすために持ち帰ったという結果にはアンケートを見る限り出ていないと思っております。 確かにおっしゃるとおり、理由につきましては家庭の事情等で帰らなきゃいけないという方が一定数いらっしゃるかと思いますので、そのあたりをどのような形で調査ができるかというのは、アンケートだったりとか、ほかの手法があるかなというのは検討のほうはさせていただきたいと思っております。どうしてもアンケートの項目を増やしますと、またアンケートの負担が大きいうふうになりますので、そのあたりのバランスを見ながら、アンケート等で何か把握できるような手法がないかというのは、検討させていただきたいと思っております。
西山忠男 委員	持ち帰り業務についてどういう指導をしているんですかね。個人情報を含む場合は危ないですので、持ち帰らないようにという指導をしているんじゃないかと思ったんですけど、授業準備なんかは教科書があればいいので問題ないと思うんですけど、成績に関するようなこととか、校務分掌とか、学年・学級事務の中には、ちょっと持ち帰ってもらって困るようなものも結構あるんじゃないかと思うんですけど、そのあたり指導はどうしてあるんですか。
遠藤洋路 教育長	これは指導課ですか。
寺前研太郎 指導課長	指導課でいいのか、すみません、分かりませんが、学校のほうで管理職がその辺個人情報について、こどものテストであるとか、成績であるとか、そういう電子データであるとか、そういうものはもう基本持って帰らないという指導はされていると思います。どうしても期限がないとかというときには、おそらく必ず管理職に相談をされていると思いますので、その辺の個人情報の漏えいというところは各学校で指導されていると思います。

西山忠男 委員	それは当然だと思うんですけど、これまでも生徒の個人情報が入ったUSBを教諭が紛失したといってよくニュースに出たりしていますので、そういうことがないようにやっぱり注意してもらいたいと思うんですよね。となると、やっぱり持ち帰りのできる業務というのは授業準備ということになると思うので、先生方にしてみたら学校にいたる間は持ち帰りできない業務に集中して、時間が足りなくなったら授業準備は家でやろうというような気持ちで皆さんやっていたらいいんじゃないかなと思うんですよね。 だからこの授業準備が大半を占めるというのは当たり前の結果じゃないかなという気がします。だからそれでいいんだと思うんですけど、だからさっき言ったように授業準備の時間をどれだけ減らせるかということでAIの活用を考えていったらという話になったわけなんですけど、そういうことなんじゃないかと思います。
遠藤洋路 教育長	ほかの委員からはよろしいですか。 では、一通り出しましたけど、教職員課、さっきの分かりましたか。
萩本広智 教職員課長	まだすみません、確認中でございます。確認出来次第ご報告いたします。
遠藤洋路 教育長	誰か分かる人を呼んできたらいいと思うんですけど。
萩本広智 教職員課長	承知いたしました。確認してまいります。
遠藤洋路 教育長	教職員課長、お願いします。
萩本広智 教職員課長	まず、R5以降は目標値が100%でしたので、それとの比較において評価をしたというところでございます。R3、R4については、目標値100%じゃなくて94%とか、95%とか、そういう目標値でそれに対する達成度合いということで評価しておりまして、そこが丸にしているという状況なんですけど。
遠藤洋路 教育長	じゃ、目標のほうが上がったということなんですね。実態が悪くなったということじゃなくて、目標がもっと高くなったから丸

	だったのが三角になったという、そういう理解でよろしいですね。
萩本広智 教職員課長	ただ実態がよくなっているかと言われると決してそうではなくて、大変申し訳ないんですけど、R3が90.4%だったりとか、R4が98.6%だったりとか、非常に波がございますので、一概に一定の水準で推移しているということではございません。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 ただそのR3、R4が丸で、R5以降が三角になっている理由は実態が悪くなったからではなくて、目標が変わったからだという理解でよろしいんですよね。
萩本広智 教職員課長	一言で言うとそういうことになります。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 では、その件も含め、ほかにはよろしいですか。 では、ほかにご発言がなければ本件は以上といたします。
【非公開の審議】	
日程第3 議事	
・議第34号 特定任期付職員（教育委員会弁護士）の採用について	
《吉里麻紀 教育政策課長 提出理由説明》	
〔採決〕 【原案どおり承認された】	
・議第35号 歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分に対する意見について	
《吉里麻紀 教育政策課長 提出理由説明》	
〔採決〕 【原案どおり承認された】	
〔閉会〕	

令和8年（2026年）5月 教育委員会会議録【5月28日（木）】

遠藤洋路 教育長

以上で、本日の会議日程は全て終了いたしました。ほかにはいかがですか。よろしいですか。

では、ほかにご発言がなければ、以上で令和8年5月定例教育委員会会議を閉会いたします。お疲れさまでした。